

第6節 災害給付

(災害見舞金)

第17条 会員が風水害、地震、火災等により自己が居住する家屋に損害を被ったときは、次により災害見舞金を給付する。

損害の程度	持ち家		借家	
	有扶養者	無扶養者	有扶養者	無扶養者
全損壊(80%以上)	40万円	20万円	20万円	10万円
半損壊(50%以上)	20万円	10万円	10万円	5万円
一部損壊(50%未満) 床上浸水	10万円	5万円	5万円	3万円

- 2 会員が単身赴任し単身居住地で損害を被ったときは、無扶養者として取り扱う。
- 3 災害が広範囲に及んだため第1項の災害見舞金の総額が多額となり給付することが困難となったときは、理事会の決定に基づきその給付額を変更することができるものとする。